

沖縄県消防指令センターシステム調達支援業務委託仕様書

令和5年3月

沖縄県消防通信指令施設運営協議会

沖縄県消防指令センターシステム調達支援業務委託仕様書

第1章 総則

1 背景

沖縄県消防通信指令施設運営協議会（以下「協議会」という。）が運用する沖縄県消防指令センター（以下「消防指令センター」という。）は、平成28年度に運用開始し、沖縄県下非常備消防町村の離島も含む36市町村を管轄している。管轄人口は約87万人、管轄範囲は東西1,000km、南北400kmに及んでいる。

消防指令センターの指令システムは令和7年度末で10年が経過することから指令システムの全体更新が必要となった。現所在地では新たな指令システムの設置場所が確保できないことから消防指令センターを移転するとともに更なる連携協力強化のため、沖縄市消防本部を加え100万人を超える管轄人口に対応する新たな指令システムの整備が必要となった。

2 目的

新たな指令システムを構築するに際し、消防業務とシステムの必要機能等について詳細な分析を行い、障害発生時の対応も含めて今後のシステムのあり方を検討し、要求水準書に集約するとともに、システム構築の調達において複数のシステムメーカーの参画による公平かつ公正で透明性の高い事業者選定を実現させるに必要な図書類を作成することを目的とする。

3 適用

本仕様書は、協議会が実施する沖縄県消防指令センターシステム調達支援業務（以下「本業務」という。）を受託者が実施する際の基本的な条件について定めるものとする。

4 業務期間

令和5年4月3日（月）から令和6年3月27日（水）まで

5 守秘義務

- (1) 受託者は、本業務により知り得た情報について、協議会の許可なく外部に公表してはならない。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た協議会や関連事業者に関する機密事項について、適切に管理する体制を確立しなければならない。

6 セキュリティ対策について

受託者はセキュリティ対策として、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）、プライバシーマークのいずれかを保持していること。

7 関係法令の遵守

受託者は、業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び関係団体が定める例規等を遵守しなければならない。

8 業務体制

本業務に従事する者は3名以上とし、これらの者から主担当技術者と担当技術者を指定し、受託者において適切に役割分担を行い、繁忙期への対応等に支障のない体制をとること。契約締結後7日以内に、次に掲げることを満たしていることが確認できる書類を提出すること。

(1)主担当技術者

国又は地方自治体において、本委託業務と類似の業務におけるプロジェクト管理の経験を有し、プロジェクト管理の実務経験を10年以上有すること。

(2)担当技術者

本委託業務と類似の業務における実務経験を3年以上有すること。

(3)技術者等の資格等

前2号に示す技術者のうち少なくとも1名は、次に掲げるいずれかの経験又は資格を有すること。

ア 総務省消防庁の定める消防防災施設整備費補助金交付要綱における高機能消防指令センター総合整備事業Ⅱ型以上のシステムの実施設計に従事した経験

イ 技術士（電気電子部門）、技術士（情報工学部門）又はRCCM（電気電子部門）

ウ プロジェクトマネジメント協会が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）

エ 経済産業省が行う情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャー

オ 経済産業省が行う情報処理技術者試験のシステム監査技術者

カ ITストラテジスト（旧制度の同等資格（システムアナリスト試験及び上級アドミニストレータ試験）を含む。）

9 検査

(1)協議会は、業務等の検査に先立って受託者に対して検査日を通知するものとし、受託者

は、検査に必要な書類及び資料等を整備するものとする。なお、検査に要する費用は受託者の負担とする。

(2) 受託者は、業務が完了し検査を受けようとする際は、あらかじめ作成した図書類の整備を全て完了し、協議会に提出していなければならない。

(3) 協議会は、受託者の主担当技術者の立会いの上、次に掲げる検査を行うものとする。

ア 業務等成果物の検査

イ 業務等状況の検査

業務等の状況について、議事録等により検査を行う。

10 修補

(1) 協議会は、修補の必要があると認めた場合には、受託者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。

(2) 受託者は、修補の指示を受けた場合、速やかに行わなければならない。

(3) 協議会が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は協議会の指示に従うものとする。

11 再委託

(1) 受託者は、次に掲げる「業務の主たる部分」については、これを再委託することはできない。

ア 業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等

イ 解析業務における手法の決定及び技術的判断

(2) 受託者は、「業務の主たる部分」以外の再委託に当たっては、あらかじめ書面により申請し、協議会の承諾を得なければならない。

(3) 受託者は、業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し業務等の実施について適切な指導及び管理のもとに業務等を実施しなければならない。

(4) 受託者は、業務等を再委託した場合、協力者に本業務に基づく一切の義務を遵守させるとともに、協力者の全ての行為について、協議会に対して責任を負わなければならない。

12 損害賠償

本業務の遂行にあたり、第三者に損害を与えた場合には直ちに協議会へ報告するとともに受託者の責任において速やかに処理を行うものとする。

13 成果品の権利

本業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は、協議会へ帰属するものとする。

14 本業務に係る留意事項

本業務における留意項目は、次のとおりとする。

- (1) 消防救急デジタル無線機器は、原則既存のものを使用する。
- (2) 消防救急デジタル無線基地局配置等の諸元については原則変更しないが、沖縄市消防本部の基地局を追加し、既存のネットワークに接続する。
- (3) 消防指令センターはうるま市に新築するものとする。

15 疑義

本仕様書について疑義が生じた場合は、その都度協議会と受託者が協議を行い、対応を決定するものとする。

16 提出書類

受託者は、本業務の実施にあたり、協議会が求める書類について、遅滞なく提出すること。

(1) 着手時に提出する書類

受託者は、業務着手時に以下の書類を提出し、協議会の承認を得るものとする。

- ① 業務実施計画書
- ② 実施スケジュール及び実施工程表
- ③ 主担当技術者及び担当技術者の選任通知、資格及び実績を証明できる資料
- ④ その他協議会が必要とする書類

(2) 随時提出する書類

- ① 業務打ち合わせ議事録
- ② 要求水準書
- ③ 情報提供(RFI)依頼書案
- ④ 情報提供依頼回答結果報告書
- ⑤ 概算事業費積算書
- ⑥ 業務報告書(月次)
- ⑦ システム調達仕様書・保守仕様書 概要案
- ⑧ 事業費積算書
- ⑨ 年次施工計画書案
- ⑩ システム調達仕様書・保守仕様書案
- ⑪ 意見招請書(RFC)案
- ⑫ 意見招請に対する意見への回答書案

- ⑬ システム調達仕様書・保守仕様書完成案
- ⑭ システム参考レイアウト図
- ⑮ その他必要書類

17 納入場所

本業務の納入場所は、次のとおりとする。

沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良 1220 番地

沖縄県消防通信指令運営協議会（沖縄県消防指令センター全体更新準備室）

第2章 業務概要

1 計画準備

- (1) 受託者は、作業に先立ち、協議会の現状業務運用状況の確認を行うとともに、作業に使用する各種資料の準備を行うものとする。
- (2) 受託者は、作業人員の配置、作業スケジュールの設定を行い、書面で提出し協議会の承諾を得るものとする。

2 要求事項検討及び要求水準書作成

- (1) 受託者は、システム構築業務への要求事項について、協議会に対してヒアリング調査を実施し、その結果をもとに要求水準書を作成するものとする。ただし、関係団体への個別調査、取りまとめについては協議会が行うこととする。
- (2) システムの対象業務項目は現在稼働しているシステム内で処理している業務を基準とし次の事項について考慮する。
 - ア 映像情報の充実
 - イ 消防 OA システムについて、モバイル端末の活用
 - ウ AVM のモバイル化
 - エ 電子申請システムとの連携
 - オ 大規模災害の際に必要な機能
 - カ 消防指令センター移転に伴い、既存無線設備の移設
 - キ 現行の無線施設と構築指令システムとの接続
 - ク 現システムの処分に関する事
 - ケ その他必要な事項

3 消防指令システム高度運用に向けた検討

受託者は、本業務の実施にあたり、総務省消防庁が開催している「消防指令システムの高度化等に向けた検討会」の動向を注視し、必要に応じて協議会と協議検討を行い、本業務に反映させること。

4 施設建設設計との工程調整

受託者は、本業務と同時に進行する施設設計と連携を図り、必要があれば協議調整する。

5 情報提供依頼による先進技術調査及び有効性評価

- (1) 受託者は、指令センターシステムに関する先進技術動向について2者以上に情報提供依頼（以下「RFI」という。）を実施し、費用対効果等、有効性の評価を行うものとする。
- (2) RFI を実施する項目及び依頼対象システムメーカーについては、協議会と受託者が協

議して決定する。

- (3) RFI の実施にあたって受託者は、メーカーに対する依頼書の素案を作成し、協議会に提示するものとする。
- (4) 情報提供依頼に対するシステムメーカーからの質問事項がある場合には、それに対する回答案を作成すること。

6 概算事業費積算

- (1) 受託者は、要求事項調査結果等をもとに概算事業積算書を作成すること。概算事業積算の項目等については協議会と協議すること。
- (2) 信頼のおけるシステムメーカーから見積を徴取し、見積条件が同一であることを確認し予算規模確認用の概算事業費積算を行うものとする。
- (3) 見積書に基づき、年度別積算書、関係団体別積算書及び協議会が指定する積算書等をそれぞれ算出すること。
- (4) 負担割合算出の参考とするため、共同整備部分と個別整備部分を分けて算出を行うものとする。

7 システム調達仕様書・保守仕様書 概要案

- (1) 受託者は、指令センターシステム装置構成案について先進技術調査結果を踏まえ再確認・検討を行うものとする。
- (2) 受託者は、指令センターシステムにおけるハードスペック要求水準について検討を行うものとする。
- (3) 受託者は、要求事項調査書及び先進技術調査結果をもとにシステム調達仕様書・保守仕様書 概要案を作成するものとする。

8 システム設置箇所調査

- (1) 受託者は、消防指令センター及び機器の設置に当たって問題が生じる可能性があると考えられる署所等のシステム設置予定場所について調査を行い、新システムへの切替方法の検討及びシステム設置の際の留意点の確認を行い、調査報告書に取りまとめるものとする。
- (2) 調査報告書は、システム整備事業者が据付詳細設計を行うための参考資料として調達時の設計図書に添付するものとする。

9 システム調達仕様書・保守仕様書案作成

- (1) 受託者は、要求事項調査結果及び要求水準検討結果をもとに、指令センターシステムの調達に必要なシステム調達仕様書・保守仕様書案の作成を行うものとする。
- (2) システム調達仕様書案には次の項目を記載するものとする。

総則

ア 共通条件

イ システム構成

ウ システム要求仕様条件

(ア) 機能仕様条件

(イ) 構造仕様条件

(ウ) 機器仕様条件

エ 詳細設計業務条件（システム及び工事）

オ 据付、調整(工事)条件

カ 契約不適合対応・保守対応条件

(3)受託者は、システム調達仕様書案の提示に当たっては協議会に対して次の事項の説明を必ず行うものとする。

ア 受託者が重点とみなす事項

イ 要望事項の反映状況

ウ 要望が反映されなかった場合についてはその理由

(4)受託者は、システム調達仕様書案の改版における修正履歴の管理を行い、改版時に協議会に提示するものとする。

10 システム管理計画の検討

受託者はシステム調達仕様書案で構成されている本システムについて、長期安定的な稼働を実現するための管理計画について協議会と協議検討し、契約不適合責任者対応及び保守対応条件についてシステム調達仕様書案に反映させること。

11 年次施工計画案の作成

令和6、7年度事業を計画していることから、円滑な施工の実施と費用の平準化を考慮した年次施工計画案を作成すること。

12 システム参考レイアウト図面作成

受託者は、本章4及び8の調査結果等を踏まえた上で、次の図面を作成するものとする。

(1)指令管制室、通信機械室、無線機械室等機器参考レイアウト図

(2)システムネットワーク構成図案

13 事業費及び運営費積算

(1)受託者は、システム調達仕様書・保守仕様書案の条件に基づき、事業積算書を作成すること。事業積算の項目等については協議会と協議すること。

(2)信頼におけるシステムメーカーから再度見積を徴取し、システム構築業務の参考価格設定のための事業費積算及び指令システム構築から次期指令システム構築までの運営

費積算を行うものとする。

なお、見積徴取業者数については協議会と協議の上、決定するものとする。

- (3) 受託者は、見積徴取にあたってシステムメーカー等に対する依頼書の素案を作成し協議会に提示するものとする。見積依頼は協議会名義により実施する。
- (4) 見積書に基づき、年度別積算書、関係団体別積算書及び協議会が指定する積算書等をそれぞれ算出すること
- (5) 負担割合算出の参考とするため、共同整備部分と個別整備部分を分けて算出を行うものとする。

14 意見招請及び回答支援

- (1) 受託者は、協議会が実施するシステム調達仕様書案に関する意見招請（以下「RFC」という。）について意見招請書案の作成を行うものとする。
- (2) 受託者は、協議会が実施する RFC について質疑に対する回答作成の支援を行うものとする。

15 システム調達仕様書・保守仕様書完成案

受託者は、協議会と協議の上、システム調達仕様書・保守仕様書案をベースに前項における検討を反映し、最終的なシステム調達仕様書・保守仕様書完成案を作成するものとする。

16 打合せ協議

- (1) 打ち合せ協議等については、原則対面形式での実施とするが、受託者又は協議会の事情により対面形式での開催が困難と判断される場合においては、協議の上、WEB 形式等での開催とすることができる。
- (2) 打合せ協議は、原則月 1 回以上実施するものとし、実施方法については協議会と受託者が協議し調整するものとする。ただし、協議会が省略できると認める場合はこの限りではない。
- (3) 打合せ協議には、主担当技術者若しくは第 1 章第 8 項に規定する主担当技術者と同等の業務従事実績を有する担当技術者が必ず出席するものとする。
- (4) 受託者は、打合せ協議後速やかに議事録を提出し、議事内容について協議会の承認を受けるものとする。

17 主な成果物

本業務の成果物は概ね下記のとおりとし、製本で各 4 部、電子媒体（CD-R）で 4 部納入するものとする。具体的期日のない納期限日については、全体のスケジュールをもとに、受託者の提案に基づき協議の上、決定する。

なお、記載のない成果物が必要になる場合には、協議会と受託者が協議して内容と納期期限を定める。納品された成果物の完成は、協議会と受託者が協議の上で確定する。

令和5年度成果物

成果物	納品期限
業務実施計画書	令和5年4月14日
要求水準書	令和5年6月30日
情報提供（RFI）依頼書案	令和5年6月30日
情報提供依頼回答結果報告書	
概算事業費積算書	
システム調達仕様書・保守仕様書 概要案	
年次施工計画書案	令和5年10月31日
システム調達仕様書・保守仕様書案	令和5年10月31日
事業費積算書	令和5年10月31日
意見招請書（RFC）案	
意見招請に対する意見への回答書案	
システム調達仕様書・保守仕様書完成案	令和6年3月18日
システム参考レイアウト図	令和6年3月18日
各業務記録、報告書等	
その他必要書類	

18 関係機関等との協議資料の作成

本事業を遂行するにあたり、関係機関や協議会との協議が必要な事項が発生した場合、又は協議会が必要と認めたときは、関係機関の会議等に参加するとともに、必要な協議資料を作成すること。

19 その他協議会が必要と認める事項

受託者は、本仕様書に明記されていない事項でも、協議会が本事業を遂行する上で必要と認める事項については、協議及び検討し関係資料を作成すること。